日本における新たなグラフィカルユーザインタフェースの保護

近年、日本において、スマートフォンやタブレット端末などの携帯デバイスの急速な普及に伴い、ユーザインタフェースのデザインや機能性の新たな保護が求められている。

日本では、グラフィカルユーザインタフェース(GUI)は、従来、他の技術と同様に特許法で保護されてきた。 例えば、アップルインコーポレイテッドの出願である特開 2019-50004 号公報は、タッチスクリーンへの異なるタッチ入力に応じ、異なるインタフェース階層を表示するユーザインタフェースを開示している。

一方、日本特許庁(JPO)は、2016 年に意匠審査基準を改定し、物品(米国特許法の "manufactured articles"に相当)の機能を果たすために必要な表示画像であって、その物品に記録された表示画像を、意匠法により保護することを明確化した。特に、スマートフォンの GUI のアイコンは意匠法の保護対象となるが、ゲーム画面や、装飾表現のみを目的とする画像、映画等のコンテンツは、著作権法により保護される一方、意匠法の保護対象にはならない。

例えば、アップルインコーポレイテッドが意匠権者である意匠登録第 1633582 号は、スマートフォンのカメラの操作に用いる画像の部分意匠である。下図において、画面下部の半円状の部分が登録意匠である。



意匠登録第 1633582 号【正面図】

このように、現行の意匠法では物品に表示及び記録される画像のみが保護の対象であり、 意匠権の侵害行為は、意匠に係る物品の製造や使用などに限定されている。しかしながら、 GUIを用いたサービスの増加に伴い、物品に紐づけた意匠の保護では、状況により表示画像 を十分に保護することができなくなっている。

この現状を踏まえ、JPO は、2018 年 8 月 7 日から画像デザインの保護に関する意見をウェ

<u>ブサイト</u>で募集している。具体的には、下記の画像を意匠法により保護すべきか否かについての意見を募集している。

- (1) 物品に記録されていない画像(クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など)
- (2) 物品以外に表示される画像(壁や人体に投影される画像、拡張現実 や仮想現実上で表示される画像など)
- (3) 物品の機能と関係のない画像(装飾的な画像、コンテンツ画像など)

また、JPO は、保護されている画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じてかかる画像を含むソフトウェアを提供する行為が侵害になるか否かについての意見も募集している。

したがって、次回の意匠法改正では、画像デザインがより強い保護を受けることができるよう、意匠法の保護範囲が拡大されることが予想される。また、現行の意匠法では、ユーザーの目を引くデザインであっても、画面遷移に係る一連の画像は保護対象とならない。次回の意匠法改正により、この点も担保されることが期待される。

上記の画像デザインは、著作権法及び商標法の保護対象にもなり得る。しかしながら、著作権法では創作性が登録要件となるため、画像デザインを著作権登録したとしても、どの要素が実際に保護されるのか、その保護範囲は必ずしも明確ではない。また、商標法では、自他商品識別機能を発揮するようにデザインを使用することが求められる。すなわち、商品/サービスの出所を特定せずに、デバイスの機能に関連して画像が使用される場合、その画像は商標登録されない。よって、商品の機能を発揮するために必要な表示画像の多くは、商標法により保護されないであろう。